

国立国会図書館 調査及び立法考查局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	米英ニュージーランドにおける軍隊の構成員及びユニットの自衛の権利—ルールズ・オブ・エンゲージメント (ROE) 文書において示された見解—
他言語論題 Title in other language	The Right of Self-Defense of Individuals and Units of the Armed Forces in the United States, the United Kingdom, and New Zealand: Views Found in Their Documents on Rules of Engagement (ROE)
著者 / 所属 Author(s)	松山 健二 (MATSUYAMA Kenji) / 国立国会図書館調査及び立法考查局専門調査員 外交防衛調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考查局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	896
刊行日 Issue Date	2025-08-20
ページ Pages	1-24
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	本稿では、軍隊による武力の行使についての考え方方が示される、米軍、英軍及びニュージーランド軍の文書から、軍隊の構成員及びユニットの自衛の権利を紹介する。

- * この記事は、調査及び立法考查局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
- * 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

米英ニュージーランドにおける 軍隊の構成員及びユニットの自衛の権利

—ルールズ・オブ・エンゲージメント（ROE）文書において示された見解—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 外交防衛調査室主任 松山 健二

目 次

はじめに

- I 軍隊の構成員及びユニットの自衛の権利に関する国際法及び国際法におけるその位置付け
 - 1 武力の行使に関する国際法
 - 2 近年の国際法の概説書・研究論文における国際法上の位置付け
- II ROE 文書における軍隊の構成員及びユニットの自衛の権利（権限）
 - 1 米軍
 - 2 英軍
 - 3 ニュージーランド軍
 - 4 小括

おわりに

別表1 SROE・SRUF（CJCSI 3121.01B）同封書Aにおける米軍の構成員及びユニットの自衛の権利

別表2 ROE 英国マニュアル（JSP 398）第2部付属書Aにおける英軍の構成員及びユニットの自衛の権利

別表3 ROE（NZDDP-06.1）におけるニュージーランド軍の構成員及びユニットの自衛の権限

別表4 米軍、英軍及びニュージーランド軍のROE文書における軍隊の構成員及びユニットの自衛の権利（権限）

キーワード：ROE、rules of engagement、ルールズ・オブ・エンゲージメント、交戦規則、交戦規定、自衛の権利、ユニット・セルフディフェンス、自衛権、平時の自衛権、部隊としての自衛権

要 旨

- ① 国家等が発する大部分のルールズ・オブ・エンゲージメント (ROE) は非公開とされるが、ROE を発すること、ROE の原則等を定めた軍隊の文書 (以下「ROE 文書」という。) はその範囲は限定されるものの外部の者が閲覧できことがある。
- ② 米軍、英軍及びニュージーランド軍の ROE 文書において、自軍の構成員又はユニットは、自衛の権利 (ニュージーランド軍においては、ROE によって定められる権限) を有するとされる。
- ③ 軍隊の構成員及びユニットの自衛は、それを行う主体という観点で、構成員による個人自衛 (米軍、英軍及びニュージーランド軍) 及び「他者の防衛」 (英軍) と、ユニットによるユニット・セルフディフェンス (米軍) 及び部隊組織による部隊組織自衛 (ニュージーランド軍) に分けることができる。
- ④ 各国軍の ROE 文書において、必要性、均衡性、相当性、「必要な最小限の武力」又は「段階的拡大の防止」といった軍隊の構成員及びユニットの自衛に関する指針・原則・要件が記されている。
- ⑤ 米軍の ROE 文書には、自軍の構成員及びユニットの自衛への国内法の適用の有無に関する記述はない。
- ⑥ 英軍の ROE 文書によれば、個人自衛及び「他者の防衛」には、1967 年刑法第 3 条、2008 年刑事司法及び移民法第 76 条並びに個人自衛及び「他者の防衛」に関するコモン・ローが適用される。
- ⑦ ニュージーランド軍の ROE 文書の個人自衛及び 1961 年刑法の自衛に関する規定である第 48 条の記述から、同条は少なくとも個人自衛に適用されると推定される。

はじめに

国家安全保障戦略⁽¹⁾において、「軍事と非軍事、有事と平時の境目が曖昧になり、ハイブリッド戦が展開され、グレーゾーン事態が恒常に生じている」との認識が、日本政府から示されている⁽²⁾。グレーゾーン事態とは、「純然たる平時でも有事でもない幅広い状況を端的に表現したもの」と防衛白書において説明される事態である⁽³⁾。そのグレーゾーン事態において自衛隊がとり得る対応に関心が寄せられており、比較の観点で、同様の事態に置かれた場合に、各国の軍隊が行使することができるとしている「[軍隊が有するという] 平時の自衛権」⁽⁴⁾及び「部隊としての自衛権」⁽⁵⁾、その際適用される各国の軍隊の武器使用基準⁽⁶⁾等について言及されることがある。こうしたことから、国際法学における主要な研究対象であった国家による武力の行使又は自衛権の行使（後述 I 1 参照）とは区別される、軍隊の構成員及びユニット（unit）⁽⁷⁾

*本稿は、2025年4月30日時点までの情報を基にしている。インターネット情報の最終アクセス日も同日である。人物の肩書は参考する情報が公表された時点のものであり、国名及び国家の軍隊の名称は通称である。〔〕〔〕を含む。内は、筆者による補記である。また、注記における再掲の際に、各軍の文書について文書名、文書記号等を併せて記載する。

**個人自衛、ユニット・セルフディフェンス等の各軍の ROE 文書等で用いられる用語の本稿での取扱いは、次のとおりとする。初出の際に原綴（げんてつ）を付すが、その後で例えば“unit self-defense”の後に“unit self-defence”など異なるつづりの用語を取り扱うことがあっても原綴は付さない。上記の文書で同じ用語が用いられていて（つづりが異なる場合を含む。）その意味する内容が異なることがあるが、各軍について紹介する箇所ではその用法に従って記載し、II章の小括（後述 II 4）ではユニット・セルフディフェンス（米軍）などとそれが用いられる軍隊等を記載する。

- (1) 令和4年12月16日国家安全保障会議決定・閣議決定
- (2) 防衛省編『防衛白書 令和6年版 資料編』2024, p.9.
- (3) 防衛省編『日本の防衛一防衛白書一 令和6年版』日経印刷, 2024, p.39.
- (4) 例えば、「諸外国の軍隊は、国際慣習上の当然の権利として平時の自衛権を有しています。従って、平時から有事までシームレスに軍隊の行動には自衛権の行使が付随します」といった指摘がある（渡部悦和ほか『台湾有事と日本の安全保障—日本と台湾は運命共同体だ—』（ワニブックス |PLUS|新書）ワニ・プラス, 2020, pp.306-307.）。
- (5) 例えば、「防衛出動が発動になれば、国家としての自衛権になります。この防衛出動下に以前の事態に間隙があり、そこは部隊としての自衛権があるんじゃないかということです。これは国際的に認められているわけです。だって、攻撃しなければやられるわけですから。これは警職法にある個人じゃなくて、部隊として自衛権の行使が、当然できるはずだというのが、「マイナー自衛権」と我々が称していたのです。でも、一般の国際社会では、これは単なる自衛権なんです。[以上河野克俊氏（元統合幕僚長）発言箇所] …（中略）…いま河野さんが言われたのは、自衛権の中でも「マイナー自衛権」といって、部隊が持っている自衛権のことです。つまり現場の指揮官が判断できるものです。要するに国家としての自衛権発動の前に、部隊が小競り合いをしたときに、それは「マイナー自衛権」として認めようじゃないかというのが、アメリカ軍やイギリス軍など普通に軍事活動をしてきた軍隊の常識です〔以上黒澤聖二氏（座長補佐）発言箇所〕」といった指摘がある（国基研「政軍関係」研究会編、堀茂・黒澤聖二責任編集『「政軍関係」研究—新たな文民統制の構築—』並木書房, 2023, pp.320-322.）。
- (6) 例えば、「自衛官、自衛隊に認められた武器使用基準は防衛出動を除いて、警察官職務執行法を準用することになっている。つまり、自衛官や自衛隊は正当防衛、緊急避難の場合のみに、相手と同等の武器の使用が許されるということである。グレーゾーンと呼ばれる事態でも同じである。…（中略）…武器使用基準を米軍や同志国並みに変更することが望まれる」といった見解がある（吉岡秀之「三自衛隊を一元指揮し領域横断作戦に対応—「軍政」と「軍令」の区分なるか?—「統合作戦司令部」新編で何が変わるのか?—」『軍事研究』59巻4号, 2024.4, pp.190-191.）。
- (7) ユニットは、米軍、英軍及びニュージーランド軍において、「[その]構造が権限を有する当局によって定められる軍事構成要素〔組織〕（military element）」と定義される（Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, *DOD Dictionary of Military and Associated Terms*, Washington DC: The Joint Staff, 2021, p.224; Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, July 2019, Annex E to JSP 398 2019 Edition: Definitions, p.E-5. WhatDoTheyKnow website <https://www.whatdotheyknow.com/request/jsp_398_dated_list_of_editions_a/response/2137111/attach/5/20220830%20JSP398%20Part%202%20release%20version.pdf?cookie_passthrough=1>; New Zealand Defence Force, *New Zealand Defence Doctrine*, NZDDP-D, fourth edition, November 2017, p.86. <<https://www.nzdf.mil.nz/assets/Uploads/DocumentLibrary/NZDDP-D-4th-ed.pdf>>）。米軍及びニュージーランド軍においては、ユニットはこのほかの定義によっても用いられている。ユニットは、「部隊」と日本語訳されることがある。

が行使し得る自衛の権利がある程度注目されていると考えられる。

そこで、本稿では、軍隊による武力の行使についての考え方が示される各国の文書を参照して、グレーゾーン事態等にとれるとされる対応という観点から、各々の軍隊の構成員及びユニットの自衛の権利がどのように位置付けられているかを紹介する。取り上げる文書は、ルールズ・オブ・エンゲージメント (rules of engagement: ROE) (後述。「交戦規則」、「交戦規定」などと日本語訳されることがあるが、文献では「ルールズ・オブ・エンゲージメント」、「ROE」と称されることが多い。)⁽⁸⁾の原則等を定めた軍隊の文書（以下「ROE 文書」という。）である⁽⁹⁾。また、対象とする軍隊は、筆者が ROE 文書を入手できた米軍、英軍及びニュージーランド軍である⁽¹⁰⁾

本稿の構成は、次のとおりとする。I 章では、上記の各国軍の構成員及びユニットの自衛の権利を理解する上で参考になる、武力の行使に関する国際法及び近年の国際法の概説書・研究論文における当該権利の国際法上の位置付けを紹介する。II 章では、上記の各国軍の ROE 文書において記載されている自軍の構成員及びユニットの自衛の権利を紹介する。

I 軍隊の構成員及びユニットの自衛の権利に関する国際法及び国際法におけるその位置付け

1 武力の行使に関する国際法

(1) 武力の行使の一般的禁止及び自衛権の行使等

国際連合憲章（以下「国連憲章」という。）第 2 条 4 項によって、国家は一般に「武力の行使」

(8) 多くの ROE は、非公開とされる (Dennis Mandsager et al., "Newport Rules of Engagement Handbook," *International Law Studies*, vol.98, 2022, p.iii. U.S. Naval War College Digital Commons website <<https://digital-commons.usnwc.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=2998&context=ils>>).

(9) ROE 及び ROE 文書を取り上げた文献として、次のものがある。等雄一郎「米軍における ROE の発展と 1994 年版統合参謀本部標準交戦規則」『外国の立法』No.213, 2002.8, pp.50-76; 橋本靖明・合田正利「ルール・オブ・エンゲージメント (ROE) 一その意義と役割一」『防衛研究所紀要』7 卷 2・3 号, 2005.3, pp.1-30; 岩本誠吾「ROE の国際法的問題点とその存在意義」浅田正彦編『21 世紀国際法の課題—安藤仁介先生古稀記念—』有信堂高文社, 2006, pp.403-428; 和仁健太郎「国際法における“unit self-defense”の法的性質と意義」『阪大法学』65 卷 1 号, 2015.5, pp.25-85; 等雄一郎「ユニット・セルフディフェンスから見た新安保法制の論点—米軍等武器等防護の意義と限界—」『レファレンス』783 号, 2016.4, pp.5-33. <<https://doi.org/10.11501/9957297>>; 和仁健太郎「[ユニット・セルフディフェンス]をめぐる議論状況」『国際法学会エキスパート・コメント』no.2016-3, 2016.6.8. <<https://jsil.jp/wp-content/uploads/2021/09/20160608.pdf>>; 岩本誠吾「平和安全法制における自衛隊の法的地位—国際法と国内法との狭間で—」『産大法学』51 卷 3・4 号, 2018.1, pp.517-544; 保井健吳「国際法下の ROE (Rules of Engagement, 交戦規則) 一国際義務の観点からみた位置づけ—」『同志社法学』71 卷 7 号, 2020.3, pp.79-112; 山中倫太郎「軍事の国内法適合性確保におけるルール・オブ・エンゲージメント (Rules of Engagement [ROE]) の役割—各国の防衛・安全保障関連法の多様性を踏まえて—」『防衛法研究』45 号, 2021, pp.207-230. また、ROE に関する外国語文献は多数あり、その代表例として次の資料を掲げる。三つ目に掲げた資料は、兵士の自衛及び国際法を主題として寄稿された複数の論文を紹介するものであり、各国のマニュアル等も参照されている。Alan Cole et al., *Sanremo Handbook on Rules of Engagement*, Sanremo: International Institute of Humanitarian Law, 2009. <<https://iihl.org/wp-content/uploads/2022/12/ROE-HANDBOOK-ENGLISH.pdf>>; E. L. Gaston, "Reconceptualizing Individual or Unit Self-Defense as a Combatant Privilege," *Harvard National Security Journal*, vol.8, 2017, pp.283-332. <<https://harvardnsj.org/wp-content/uploads/2017/02/Gaston-NSJ-Vol-8.pdf>>; Elvina Pothelet and Kevin Jon Heller, "Symposium on Soldier Self-Defense and International Law: Highlighting and Framing the Issue," 2019.4.29. Opinio Juris website <[https://opiniojuris.org/2019/04/29/symposium-on-soldier-self-defense-and-international-law-highlighting-and-framing-the-issue-%EF%BB%BF%](https://opiniojuris.org/2019/04/29/symposium-on-soldier-self-defense-and-international-law-highlighting-and-framing-the-issue-%EF%BB%BF/)>; J.F.R. Boddens Hosang, *Rules of Engagement and the International Law of Military Operations* (Oxford Monographs in International Humanitarian and Criminal Law), Oxford: Oxford University Press, 2020; Camilla Guldahl Cooper, *NATO Rules of Engagement: On ROE, Self-Defence and the Use of Force during Armed Conflict* (International Humanitarian Law Series, vol.57), Leiden: Brill Nijhoff, 2020; Mandsager et al., *ibid.*

(10) なお、2005 年に策定された米軍の現行の ROE 文書は、翌 2006 年に刊行された資料に範囲は限定されているものの転載されており（後述 II 1(1)(i) 参照）、多くの文献において参照されている。

(use of force) が禁じられているが、個別の自衛権及び集団的自衛権の行使（国連憲章第 51 条）、国際連合安全保障理事会の措置（国連憲章第 7 章）等による例外が認められている⁽¹¹⁾。

個別の自衛権は「武力攻撃が発生した場合」に被攻撃国が自国を防衛する権利であり、集団的自衛権は「武力攻撃が発生した場合」において被攻撃国による防衛に他国が関与する権利である。

（2）慣習国際法上の自衛権及び国連憲章第 51 条の下の自衛権

法的義務であるとの認識から各国によって倣われる、各国の一般的かつ継続的な実行（practice）から形成されるものを慣習国際法（customary international law）という⁽¹²⁾。慣習国際法は、条約とともに国際法上の規則を主に定めている。

国連憲章制定前に認められていたとされる慣習国際法上の自衛権が行使できる場合のうち「武力攻撃が発生した場合」以外の場合について、国連憲章第 51 条の規定によって制限されたのか、又はそのまま存続しているかについては見解が分かれており、「武力攻撃が発生した場合」以外の場合の一例として「急迫する武力攻撃」（後述 II 1(2)(i)、II 3(2)(i) 参照）への国家による対応が挙げられることがある⁽¹³⁾。

（3）武力の行使と武力紛争法

(1) 及び (2) で述べた武力の行使の正否に係る法は、一般にユス・アド・ベルム（ius ad bellum, jus ad bellum）と言われる。武力の行使に関する国際法として、これとともに、ユス・イン・ベロ（ius in bello, jus in bello）、武力紛争法（law of armed conflicts）、国際人道法（international humanitarian law）、戦争法（law of war）等と呼ばれるその手段、方法等の規制に係る法（以下「武力紛争法」という。）がある。

武力紛争法は、慣習国際法及び「千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」⁽¹⁴⁾等の条約によって定められている。

2 近年の国際法の概説書・研究論文における国際法上の位置付け

軍隊の構成員及びユニットの自衛の権利は、少なくともこれまで、国際法学における主要な研究対象とは言えず、取り上げられることはあっても多くはない。ここでは、近年刊行された文献から比較的詳しく言及している箇所を紹介する。

軍隊の構成員の自衛である個人自衛については、「…（前略）国際法との関係では、②軍人

(11) 自衛権の行使及び国際連合安全保障理事会の措置のほかに、国家による「武力の行使」の一般的禁止の例外として認められる事由として挙げられるものに人道的介入及び受入国の同意がある。これらについて、ROE 英国マニュアル（JSP 398）で言及されている（Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, *op.cit.*(7), Annex A to JSP 398 2019 Edition: Overview of the Legal Principles Relating to the Use of Force, paras.4, 7-8. (pp.A-1 - A-3.)）。

(12) Rest. 3rd, Restatement of the Foreign Relations Law of the United States, § 102(2).

(13) 黒崎将広ほか『防衛実務国際法』弘文堂, 2021, pp.223-234; 岩沢雄司『国際法 第2版』東京大学出版会, 2023, pp.688-695; 浅田正彦「国際安全保障法」（第18章）同編著『国際法 第6版』東信堂, 2025, pp.480-488. 「急迫する武力攻撃」への国家による対応のほかに、慣習国際法上の自衛権の行使として挙げられるものに在外自国民保護があり、ROE 英国マニュアル（JSP 398）で言及されている（Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, *op.cit.*(7), Annex A to JSP 398 2019 Edition: Overview of the Legal Principles Relating to the Use of Force, para.6. (p.A-2.)）。

(14) 1125 UNTS 3.

又はそのユニットを主権国家の代表者とみて、その自衛の権利が自衛の主権的権利から派生するとみる見解があるほか、③国際人権法で保障された生命に対する権利に由来するものと主張されることもあり、国際法上の基礎付けについては、これ以外にも理論的正否が問われることもある」〔①は、国内法との関係について述べられた箇所で用いられた項番である。〕⁽¹⁵⁾、軍隊のユニットの自衛であるユニット・セルフディフェンスについては、「近年、いくつかの軍の部隊行動基準（ROE）における自衛の分類において、国の自衛（national self-defense）、個人の自衛（individual self-defense）と並んでユニット・セルフディフェンス（unit self-defense）が挙げられることがある。…（中略）…ユニット・セルフディフェンスの国際法上の位置付けについては、現在のところ未確定である」⁽¹⁶⁾といった見解が示されている。

II ROE 文書における軍隊の構成員及びユニットの自衛の権利（権限）

本章では、米軍、英軍及びニュージーランド軍について、各々の ROE 文書から、軍隊の構成員及びユニットが有する自衛の権利（ニュージーランド軍においては権限。以下同じ。）に焦点を当てて 1 から 3 までで紹介し、それらを踏まえて国家が有する自衛権等との区別等の観点で 4 においてまとめた。

これらの文書では、武力の行使の事由として軍隊の構成員及びユニットの自衛以外のものも記載されているが⁽¹⁷⁾、本稿では、軍隊の構成員及びユニットの自衛との比較、区別等の観点で留意する必要がある範囲に言及をとどめる。軍隊の構成員及びユニットの自衛による防衛の対象ではないものでも、他の事由によって防衛の対象とされることがある。

米軍、英軍及びニュージーランド軍の ROE 文書から軍隊の構成員及びユニットの自衛の権利に関する箇所を中心に抜粋して日本語訳したものとして別表 1-3、それらを比較の観点でまとめたものとして別表 4 を本稿の末尾に掲げた。

1 米軍

（1）ROE 文書並びに ROE の定義及び概要

この項では、米軍の ROE 文書並びに ROE の定義及び概要を紹介する。

(15) 山中 前掲注(9), pp.221-222.

(16) 黒崎ほか 前掲注(13), pp.239-240. ユニット・セルフディフェンスは、「部隊自衛」、「部隊防衛」などと日本語訳されることがあるが、文献では「ユニット・セルフディフェンス」と称されることが圧倒的に多い。

(17) 例えば、「指定された人／財産」の防護（英軍）、「指定された人及び財産」の防護及び任務完遂（ニュージーランド軍）といった事由がそれぞれの文書で記載されている（Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, *op.cit.*(7), Annex A to JSP 398 2019 Edition: Overview of the Legal Principles Relating to the Use of Force, paras.16-17. (p.A-6.); New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, February 2010, chapter 2, paras.19-23. (p.2-6.) Inquiry into Operation Burnham website <https://operationburnham.inquiry.govt.nz/_data/assets/pdf_file/0017/18701/3.-nzddp-06.1-pdf-2010-doctrine-redacted.pdf>）。なお、II 章で紹介する米軍、英軍及びニュージーランド軍の構成員及びユニットにおける自衛の権利の下でなされる「武力の行使」（use of force）であるが、上記 3 か国の文書では国家による「武力の行使」と概念（用語）として区別される（後述 II 1(2), 2(2) 及び 3(2) 参照）ものの表記は同じである。「jus ad bellum の文脈で用いられていない場合に「実力の行使」の語をあてる」（保井 前掲注(9), p.83.）、ROE で取り扱われる “use of force” を「力の行使（日本法でいう「武器の使用」も含む）」とする（山中 前掲注(9), pp.209-210.）日本語文献はあるが、定着した訳語はない。本稿では、日本語訳はそのまま「武力の行使」とするが、II 章の小括（後述 II 4）では区別できるように「国家による」などの表記を付した。

(i) SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B)

米軍の ROE 文書である「合衆国の部隊のための標準ルールズ・オブ・エンゲージメント／武力の行使のための標準規則 (CJCSI 3121.01B)」(Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B) (2005 年 6 月 13 日) は本文、「標準ルールズ・オブ・エンゲージメント」(Standing Rules of Engagement: SROE) (同封書 A-Q) 及び「武力の行使のための標準規則」(Standing Rules for the Use of Force: SRUF) (同封書 L-Q) で構成されている⁽¹⁸⁾。同封書には、付属書があるものがある。

SROE は米国の領域外における全ての軍事活動等並びに米国の領域内における航空及び海洋の国土防衛任務に適用され、SRUF は文民部門への支援において米軍の指揮官及び部隊によってとられる行動に適用される⁽¹⁹⁾。なお、本稿では、SRUF は取り扱わない。

米陸軍の法務総監法務センター・学校の「作戦法ハンドブック」(Operational Law Handbook) の 2006 年 8 月版⁽²⁰⁾以降のものには、当該文書の本文、同封書 A (付属書 A を除く。)、同封書 I (付属書 A-F を除く。) 及び同封書 J が転載されている。本稿では、「作戦法ハンドブック」の 2024 年版⁽²¹⁾に転載されている当該文書を参照する (以下「SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B)」) いう。)

(ii) ROE の定義及び概要

米軍の統合参謀本部 (Joint Chiefs of Staff) が刊行した「国防省軍事及び関連用語辞典」(2021 年)において、ROE は、「権限を有する軍事当局によって発せられる、合衆国の部隊が遭遇した他の部隊との戦闘交戦を開始し、及び／又は継続する状況及び限度を示す指令」と定義される⁽²²⁾。

任務完遂のために指揮官に ROE を調整させること、ユニットの指揮官に当該ユニットの構成員による個人自衛を制限させること (後述 II 1(2) 参照) 等を補完措置 (supplemental measures) といい⁽²³⁾、補完措置は SROE を補うために用いられる⁽²⁴⁾。SROE 及び補完措置は、

(18) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, para.3 and enclosures," Adam S. Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, Charlottesville: The Judge Advocate General's Legal Center and School, 2024, pp.116, 120. Library of Congress, Military Legal Resources website <https://tile.loc.gov/storage-services/service/ll/lmlp/2024_Operational_Law_Handbook/2024_Operational_Law_Handbook.pdf> 「合衆国の部隊のための標準ルールズ・オブ・エンゲージメント／武力の行使のための標準規則 (CJCSI 3121.01B)」の転載されている箇所を日本語訳した文献が刊行されており (『作戦法ハンドブック』の「書籍の 2006 年版」) を日本語訳したとされる次の箇所にある。岩本誠吾訳「米陸軍法務総監法務センター・法務学校作成の『作戦法規便覧 2006 年版』(5)」『産大法学』41 卷 4 号, 2008.3, pp.101-119. 「合衆国の部隊のための標準ルールズ・オブ・エンゲージメント／武力の行使のための標準規則 (CJCSI 3121.01B)」の転載されている箇所のうちの同封書 A の日本語訳は、次の文献において参考資料として掲げられている。等「ユニット・セルフディフェンスから見た新安保法制の論点—米軍等武器等防護の意義と限界—」前掲注(9), pp.29-33.)、必要に応じてそれらも参照されたい。

(19) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, para.3," Reitz, ed., *ibid.*, p.116.

(20) John Rawcliffe et al., eds., *Operational Law Handbook (August 2006)*, Charlottesville: The Judge Advocate General's Legal Center and School, [August 2006]. Federation of American Scientists website <<https://irp.fas.org/doddir/army/law0806.pdf>> 97 ページから 111 ページまでの箇所に転載されている。

(21) Reitz, ed., *op.cit.*(18). 116 ページから 130 ページまでの箇所に転載されている。

(22) Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, *op.cit.*(7), p.188.

(23) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, para.6b," Reitz, ed., *op.cit.*(18), p.117.

(24) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, Enclosure A: Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, para.1c," Reitz, ed., *ibid.*, p.121.

米軍の ROE に該当すると推定される。

(2) 軍隊の構成員及びユニットの自衛の権利

この項では、SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B) 同封書 A について、はじめにその武力の行使に関する記述を概観し、次にそのうち米軍の構成員及びユニットの自衛の権利に焦点を当てて紹介する。

(i) 「自衛の固有の権利」、国家的自衛及び集団的自衛

SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B) 同封書 A において、自衛について、「自衛の固有の権利」(inherent right of self-defense)、国家的自衛 (national self-defense) 及び集団的自衛 (collective self-defense) が挙げられている⁽²⁵⁾。

「自衛の固有の権利」において、「ユニットの指揮官は、敵対行為 (hostile act) 又は表示される敵対意図 (hostile intent) に対してユニット・セルフディフェンスを行う固有の権利及び義務を常に保持する」、「ユニットの指揮官によって別途管理されない限り、軍事構成員は敵対行為又は表示される敵対意図に対して個人自衛を行い得る」、「個人がユニットの一部として割り当てられ、かつ、行動している場合、個人自衛はユニット・セルフディフェンスの部分集合とみなされるべきである」などと説明される⁽²⁶⁾。敵対行為は「合衆国、U.S. [合衆国] の部隊又はその他の指定された人若しくは財産への攻撃又はその他の武力の行使」、敵対意図は「合衆国、U.S. [合衆国] の部隊又はその他の指定された人若しくは財産への武力の急迫する行使の脅威」と説明される⁽²⁷⁾。

国家的自衛は、「敵対行為又は敵対意図の表示からの合衆国、U.S. [合衆国] の部隊並びに特定の状況における U.S. [合衆国] の人及び彼らの財産並びに／又は U.S. [合衆国] の商業資産の防衛」と説明される⁽²⁸⁾。「ユニットの指揮官は、同封書 A 付属書 A 第 3 パラグラフで承認されているところに従って国家的自衛を行い得る」と記されているもの⁽²⁹⁾、同封書 A 付属書 A は「作戦法ハンドブック」に掲載されていないことから、「承認されている」内容は明らかではない。

集団的自衛は、「敵対行為又は表示された敵対意図からの指定された非 U.S. [合衆国ではない国家] の部隊並びに／又は指定された外国人及び彼らの財産の防衛」と説明される⁽³⁰⁾。集団的自衛を行う主体は記されておらず、大統領又は国防長官だけが承認し得るとされる⁽³¹⁾。

(25) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, Enclosure A: Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, paras.3a-c," Reitz, ed., *ibid.*, pp.122-123.

(26) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, Enclosure A: Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, para.3a," Reitz, ed., *ibid.*, p.122.

(27) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, Enclosure A: Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, paras.3e-f," Reitz, ed., *ibid.*, p.123.

(28) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, Enclosure A: Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, para.3b," Reitz, ed., *ibid.*, p.123.

(29) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, Enclosure A: Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, para.3b," Reitz, ed., *ibid.*, p.123.

(30) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, Enclosure A: Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, para.3c," Reitz, ed., *ibid.*, p.123.

(31) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, Enclosure A: Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, para.3c," Reitz, ed., *ibid.*, p.123.

米国防省が武力紛争法についてまとめた「国防省戦争法マニュアル」(Defense Department Law of War Manual) では、国連憲章第 51 条に定められる「国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合」の自衛の権利、慣習国際法に基づく「急迫する攻撃 (imminent attacks)」に対応する措置をとる権利」及び国連憲章第 51 条に定められる「国家的自衛のそれ自体の権利に正当に訴えることができる国家〔他国〕とともに集団的自衛に関与する権利」を国家は有するとしており⁽³²⁾、SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B) 同封書 A における国家的自衛は個別的自衛権 (前二者) を、集団的自衛は集団的自衛権 (後者) の行使を、それぞれ指すと考えられる。

(ii) 「自衛の固有の権利」

(a) 防衛の対象

ユニット・セルフディフェンスにおける防衛の対象はユニットであり、個人自衛における防衛の対象は個人自衛の行為者自身であるが、どちらにおいても近傍の他の米軍部隊も防衛の対象となる⁽³³⁾。

(b) 自衛の行為に対する制限

ユニットの指揮官は、自らのユニットの構成員による個人自衛を制限するための補完措置を発することができる⁽³⁴⁾。

(c) 適用される指針

自衛においてとられる措置について、「時間及び状況が許容する場合」に当該措置が向かれる部隊は「警告され、かつ、撤退し、又は脅威をもたらす行動を中止する機会が与えられるべき」であること (『段階的拡大の防止』(de-escalation))、「敵対行為が生じ、又は部隊が敵対意図を表示」していること (必要性 (necessity)) 及び「行使される武力の性質、期間及び範囲は必要とされることを超えるべきではない」こと (均衡性 (proportionality)) の三つの指針が適用される⁽³⁵⁾。

(d) 国内法の適用の有無

SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B) 同封書 A には、ユニット・セルフディフェンス及び個人自衛への国内法の適用の有無に関する記述はない。

2 英軍

(1) ROE 文書並びに ROE の定義及び概要

この項では、英軍の ROE 文書並びに ROE の定義及び概要を紹介する。

(32) Office of General Counsel, Department of Defense, *Defense Department Law of War Manual*, June 2015 (Updated July 2023), paras.1.11.5.1, 1.11.5.5. (pp.47, 49.) <<https://www.defense.gov/News/Releases/Release/Article/3477385/defense-department-updates-its-law-of-war-manual/>>

(33) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, Enclosure A: Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, para.3a," Reitz, ed., *op.cit.*(18), p.122.

(34) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, Enclosure I: Supplemental Measures, para.2b," Reitz, ed., *ibid.*, p.125.

(35) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, Enclosure A: Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, para.4a," Reitz, ed., *ibid.*, p.123.

(i) ROE 英国マニュアル (JSP 398)

英軍の ROE 文書である「国家ルールズ・オブ・エンゲージメントの連合王国マニュアル (JSP 398)」(United Kingdom Manual of National Rules of Engagement, JSP 398. 以下「ROE 英国マニュアル (JSP 398)」という。) (2019 年 7 月)⁽³⁶⁾は、英軍の全ての組織によって使用される、ROE に関する方針等を定めた文書である⁽³⁷⁾。

ROE 英国マニュアル (JSP 398) は、第 1 部「指令」(Directive) 及び第 2 部「指導」(Guidance) によって構成されている。後者には、付属書 A「武力の行使に関する法的原則の概要」(Overview of the Legal Principles Relating to the Use of Force)、付属書 B「規則のリスト」(List of Rules)、付属書 C「ROE メッセージ書式」(ROE Message Formats)、付属書 D「指導カード」(Guidance Cards)、付属書 E「定義」(Definitions)、付属書 F「ROE の案件ごとの MOD [国防省] における連絡先」(Points of Contact in MOD for ROE Issues) 及び付属書 G「MOD [国防省] ROE 委員会の適用事項」(Terms of Reference for MOD ROE Committee) がある⁽³⁸⁾。付属書 B 及び D の名称以外の部分、付属書 C の大半の部分、第 1 部「指令」、第 2 部「指導」及び残りの付属書の一部は、被覆されている。

本稿では、情報公開請求を受けて開示されてインターネットで公開されている 2019 年に作成されたものを参照する⁽³⁹⁾。

(ii) ROE の定義及び概要

ROE 英国マニュアル (JSP 398) において、ROE は、「権限を有する軍事当局によって発せられる、軍事行動を引き受ける部隊が活動する状況及び限度を特定する指令」と定義される⁽⁴⁰⁾。実際に発せられるのは、ROE 設定情報 (ROE profile) 又は ROE 承認書 (ROE authorisation) と称される⁽⁴¹⁾。

ROE 設定情報は、目的、適用される部隊、適用される地理区域、作戦の法的基盤、政治的及び軍事的目標等によって構成される⁽⁴²⁾。ROE 設定情報には、平時から用いられる標準 ROE 設定情報 (standing ROE profile) 及び作戦特定 ROE 設定情報 (operation-specific ROE profile) がある⁽⁴³⁾。

(36) Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 1: Directive, July 2019. WhatDoTheyKnow website <https://www.whatdotheyknow.com/request/jsp_398_dated_list_of_editions_a/response/2137111/attach/4/20220922%20JSP%20398%20Part%201%20release%20version.pdf?cookie_passthrough=1>; *idem*, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, *op.cit.*(7)

(37) Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 1: Directive, *ibid.*, p.ii.

(38) Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, *op.cit.*(7), p.9. 「MOD ROE 委員会」の主要な任務は、ROE 設定情報の起草等の支援である (*idem*, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, *ibid.*, Annex G To JSP 398 2019 Edition: Terms of Reference for the MOD ROE Committee, p.G-1.)。

(39) ROE 英国マニュアル (JSP 398) は 2 年ごとに見直されることが想定されているので (Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 1: Directive, *op.cit.*(36), p.ii.)、この文書は改訂されている可能性がある。

(40) Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 1: Directive, *ibid.*, para.4. (p.1.)

(41) Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 1: Directive, *ibid.*, para.4. (p.1.)

(42) Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, *op.cit.*(7), paras.23-29. (pp.7-8.)

(43) Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, *ibid.*, paras.2, 13. (pp.1, 4.)

ROE 承認書は、作戦特定 ROE 設定情報を発出し、又はその時点で有効な ROE 設定情報の変更を布告するために用いられる⁽⁴⁴⁾。

(2) 軍隊の構成員及びユニットの自衛の権利

この項では、ROE 英国マニュアル (JSP 398) について、はじめにその武力の行使に関する記述を概観し、次にそのうち英軍の構成員及びユニットの自衛の権利に焦点を当てて紹介する。

(i) 「武力への国家の訴え」並びに個人自衛及び「他者の防衛」

ROE 英国マニュアル (JSP 398) では、武力の行使として、「武力への国家の訴え」(state resort to force) 並びに個人自衛及び「他者の防衛」(defence of others) が挙げられている⁽⁴⁵⁾。

「武力への国家の訴え」について、国家による「武力の行使」は国連憲章第 2 条 4 項によって禁止されているが国連憲章第 51 条に「反映されている個別的又は集団的自衛において武力を行使する国家の固有の権利」等によって例外的に許容され得る、英國による武力の行使についてその「法的根拠のいずれが満たされているか」を確認するのは「HMG〔女王陛下の政府〕」(英國政府) であるなどと説明される⁽⁴⁶⁾。

個人自衛及び「他者の防衛」は、「イングランド及びウェールズの法 (1967 年刑法第 3 条並びに 2008 年刑事司法及び移民法第 76 条)」の下の「犯罪を妨げるために「相当である武力」を行使する権利」及び「自衛において又は他者の防衛において相当かつ必要な武力を行使するコモン・ローにおける権利」に基づくものである⁽⁴⁷⁾。当該権利は、「個人によって又は個人の群 (ユニット又はその他の編成) によって集合的に行はれ得る」ものである⁽⁴⁸⁾。なお、ROE 英国マニュアル (JSP 398) では、「自衛」という用語は、個人自衛を意味する場合と、「他者の防衛」も含められている場合がある⁽⁴⁹⁾。

なお、「現にある攻撃を構成しない敵対行為」(hostile act - not constituting an actual attack) 及び「急迫する攻撃を構成しない敵対意図」(hostile intent - not constituting an imminent attack) に対する武力の行使は、ROE 設定情報において承認され得る⁽⁵⁰⁾。個人自衛及び「他の連合王国

(44) Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, *ibid.*, Annex C to JSP 398 2019 Edition: ROE Message Formats, para.1b. (p.C-1.)

(45) Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, *ibid.*, Annex A to JSP 398 2019 Edition: Overview of the Legal Principles Relating to the Use of Force, paras.4-9, 11-13. (pp.A-1 - A-5.)

(46) Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, *ibid.*, Annex A to JSP 398 2019 Edition: Overview of the Legal Principles Relating to the Use of Force, paras.4-9. (pp.A-1 - A-3.)

(47) Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, *ibid.*, Annex A to JSP 398 2019 Edition: Overview of the Legal Principles Relating to the Use of Force, para.11. (p.A-4.) ROE 英国マニュアル (JSP 398) 第 2 部付属書 A において、「スコットランドで活動するときはスコットランドの自衛の法」によるとされているが、「スコットランドの自衛の法」についてより詳細な情報は記載されていない。コモン・ロー (common law) とは裁判所の判決によって形成されるもので、制定法とともに英國の法を構成する (Alisdair Gillespie and Siobhan Weare, *The English Legal System*, eighth edition, Oxford: Oxford University Press, 2021, pp.13-14, 25-27; Jonathan Law, ed., *A Dictionary of Law*, ninth edition, Oxford: Oxford University Press, 2018, pp.15, 133-134.)。

(48) Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, *ibid.*, Annex A to JSP 398 2019 Edition: Overview of the Legal Principles Relating to the Use of Force, para.11. (p.A-4.)

(49) Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, *ibid.*, Annex A to JSP 398 2019 Edition: Overview of the Legal Principles Relating to the Use of Force, para.11. (p.A-4.)

(50) Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, *ibid.*, Annex A to JSP 398 2019 Edition: Overview of the Legal Principles Relating to the Use of Force, paras.18-20. (pp.A-6, A-7.) 敵対行為及び敵対意図は第 18 パラグラフから第 20 パラグラフまでのパラグラフ (被覆箇所を含む。) で言及されているが、武力の行使の事由は記載されていない。

の要員」を対象とする「他者の防衛」は、ROE によって制約されることはなく（後述 II 2(2) (ii) (b) 参照）、したがって、ROE によって承認されるものでもないと考えられるため、「現にある攻撃を構成しない敵対行為」及び「急迫する攻撃を構成しない敵対意図」に対する武力の行使は、個人自衛及び「他者の自衛」として位置付けられることはないと推定できる。

（ii）個人自衛及び「他者の防衛」

（a）防衛の対象

個人自衛における防衛の対象は、その行為者自身であり、「他者の防衛」における防衛の対象として、「他の UK [連合王国] の要員」、「作戦における UK [連合王国] の要員ではない人」及び財産が挙げられている⁽⁵¹⁾。「作戦における UK [連合王国] の要員ではない人」には、他の軍隊の構成員も含まれる⁽⁵²⁾。

（b）自衛の行為に対する制限

ROE は、「個人自衛において又は他の UK [連合王国] の要員の防衛において相当かつ必要な武力を行使する固有の権利」を制約できない⁽⁵³⁾。他方、「作戦における UK [連合王国] の要員ではない人」を対象とする「他者の防衛」は、政策上の理由から英国政府によって限定されることがある⁽⁵⁴⁾。

（c）適用される原則及び要件

個人自衛及び「他者の防衛」には必要性及び相当性（reasonableness）という原則が適用され、そのために行使される武力は、防衛の対象を「防護するために、かつ、脅威のレベルに釣り合う（commensurate）ために必要であること」に限定される⁽⁵⁵⁾。

個人自衛及び「他者の防衛」は、相当性、必要性及び均衡性の要件に従うとも説明される⁽⁵⁶⁾。

（d）国内法の適用の有無

個人自衛及び「他者の防衛」は、「イングランド及びウェールズの法（1967 年刑法第 3 条並びに 2008 年刑事司法及び移民法第 76 条）」の下の「犯罪を妨げるために「相当である武力」を行使する権利」及び「自衛において又は他者の防衛において相当かつ必要な武力を行使するコモン・ローにおける権利」に基づくものである（前述 2(2) (i) 参照）。

(51) Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, *ibid.*, Annex A to JSP 398 2019 Edition: Overview of the Legal Principles Relating to the Use of Force, paras.11-12. (pp.A-4, A-5.) ROE 英国マニュアル（JSP 398）第 2 部付属書 A においては、財産の防衛について、致死性のある武力を行使し得る要件は記載されているものの、当該財産の所有者等に関する情報は記載されていない。

(52) Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, *ibid.*, Annex A to JSP 398 2019 Edition: Overview of the Legal Principles Relating to the Use of Force, paras.6, 12. (pp.A-2, A-4, A-5.)

(53) Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, *ibid.*, Annex A to JSP 398 2019 Edition: Overview of the Legal Principles Relating to the Use of Force, para.13. (p.A-5.)

(54) Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, *ibid.*, Annex A to JSP 398 2019 Edition: Overview of the Legal Principles Relating to the Use of Force, para.12. (pp.A-4, A-5.)

(55) Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, *ibid.*, Annex A to JSP 398 2019 Edition: Overview of the Legal Principles Relating to the Use of Force, para.12. (p.A-5.)

(56) Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 1: Directive, *op.cit.*(36), para.10. (p.2.)

3 ニュージーランド軍

(1) ROE 文書並びに ROE の定義及び概要

この項では、ニュージーランド軍の ROE 文書並びに ROE の定義及び概要を紹介する。

(i) ROE (NZDDP-06.1)

ニュージーランド軍の ROE 文書である「ルールズ・オブ・エンゲージメント (NZDDP-06.1)」(Rules of Engagement, NZDDP-06.1. 以下「ROE (NZDDP-06.1)」という。) (2010 年)⁽⁵⁷⁾は、ニュージーランド軍によって遂行されるあらゆる作戦のための ROE を形成することの基礎となる原則及び手順を定めた文書である⁽⁵⁸⁾。

本稿では、「バーナム作戦に関する政府の調査」⁽⁵⁹⁾のために開示されてインターネットで公開されている ROE (NZDDP-06.1) を参照する⁽⁶⁰⁾。

(ii) ROE の定義及び概要

ROE (NZDDP-06.1) において、ROE は「軍事コマンド (military command) の最高位によって発せられる、任務の執行において武力が行使される状況及び手法を特定する指令」と定義される⁽⁶¹⁾。コマンド (command) は、ニュージーランドの 1990 年国防法⁽⁶²⁾第 2 条第 1 項において軍を構成する組織の単位の一つとして用いられている。

作戦において任務特定 ROE (mission-specific ROE) が発せられるが、発出が間に合わないときは NZDF 標準自衛 ROE (NZDF Standard Self-defence ROE. 以下「標準自衛 ROE」という。) が発せられる⁽⁶³⁾。

(2) 軍隊の構成員及びユニットの自衛の権限

この項では、ROE (NZDDP-06.1) について、はじめにその武力の行使に関する記述を概観し、次にそのうちニュージーランド軍の構成員及びユニットの自衛の権限に焦点を当てて紹介する。

(57) New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, *op.cit.*(17)

(58) New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, *ibid.*, p.v.

(59) アフガニスタンでニュージーランド軍が 2010 年 8 月 21 日から 22 日までにかけて実施したバーナム作戦及び 2010 年 10 月 2 日から 3 日までにかけて実施したノヴァ作戦に関する調査であり、その報告書は 2020 年 7 月に提出された (Terence Arnold and Geoffrey Palmer, *Report of the Government Inquiry into Operation Burnham and Related Matters*, July 2020, pp.67-72, 388. Inquiry into Operation Burnham website <https://operationburnham.inquiry.govt.nz/_data/assets/pdf_file/0019/19009/report-of-the-government-inquiry-into-operation-burnham-print-version.pdf>)。ニュージーランド軍は、バーナム作戦及びノヴァ作戦においてアフガニスタンの反政府勢力と戦闘を行った。

(60) 当該文書の一部は、被覆されている。当該文書には版に関する記載はなく、第 2 版が存在することが推察される事から (New Zealand Defence Force, *New Zealand Defence Doctrine*, NZDDP-D, *op.cit.*(7), p.iv.)、現行のものではない可能性がある。

(61) New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, *op.cit.*(17), chapter 1, para.5. (p.1-2.) ニュージーランド軍のより新しい文書においても同じ定義が記されている (New Zealand Defence Force, *Manual of Armed Forces Law*, DM 69 (2 ed) vol.4, Law of Armed Conflict, 07 August 2017, Amendment no.1, 08/01/2019, p.1-12. <<https://www.nzdf.mil.nz/assets/Uploads/DocumentLibrary/DM-69-2ed-vol4.pdf>>)。なお、ROE (NZDDP-06.1) に掲載されている用語解説では、「権限を有する軍事当局によって発せられる、部隊が遭遇した他の部隊との戦闘交戦を開始し、及び／又は継続する状況及び限度を特定する指令」とも説明されている (New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, *ibid.*, p.G-4.)。

(62) Defence Act 1990 (1990 No 28).

(63) New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, *op.cit.*(17), chapter 3, para.1. (p.3-1.) and p.A-1.

(i) 国家の自衛、先制的自衛、集団的自衛、部隊組織自衛及び個人自衛

ROE (NZDDP-06.1)において、自衛として、国家的自衛、先制的自衛 (anticipatory self-defence)、集団的自衛、部隊構成要素 [組織] 自衛 (force element self-defence. 以下「部隊組織自衛」という。) 及び個人自衛が挙げられている⁽⁶⁴⁾。部隊構成要素 [組織] (force element. 以下「部隊組織」という。) は「NZDF [ニュージーランド国防軍] の活動の実施に直接的に貢献し、かつ、作戦部隊の一部を形成し得るユニット」と説明される⁽⁶⁵⁾。

国家的自衛は「その [ニュージーランドの] 主権 [が及ぶ] 領域、政治的独立、人又は財産」を武力攻撃から防護するための武力の行使をいい、先制的自衛は武力攻撃が着手されていないものの急迫している場合に行う国家的自衛をいい、集団的自衛は「他の国家が武力攻撃からそれ自体 [自国] を防衛することを援助する」ことをいう⁽⁶⁶⁾。国家的自衛及び集団的自衛における武力の行使は「UN [国際連合] 憲章の第 51 条で認められる自衛の固有の権利」に基づくものであり、「国家的自衛の権利は、慣習国際法の下に長い間にわたって認められてきたもので、固有である」とされる⁽⁶⁷⁾。

国家的自衛のための武力の行使の決定及び集団的自衛における他国の防衛の承認は、ニュージーランド政府によってなされる⁽⁶⁸⁾。「他の NZDF [ニュージーランド国防軍] ではない軍事部隊を防護するための」部隊組織による武力の行使は、「ニュージーランド政府によって認められ、かつ、作戦のための ROE において布告された場合にのみ」承認される⁽⁶⁹⁾。

部隊組織自衛の権限は ROE によって、個人自衛の権限は ROE 又は標準自衛 ROE によって、定められる⁽⁷⁰⁾。部隊組織自衛では、「敵対行為又は敵対意図の表示からそれ自体を防衛するために武力を行使する」部隊組織の権限が定められる⁽⁷¹⁾。敵対行為は、「死亡、重大な傷害又は重大な財産の損傷に帰結しそうな場合における、ニュージーランド軍の 1 名若しくはそれより多い構成員、同盟軍、[又は] 指定された人若しくは財産への人、群又は部隊による武力の行使」、敵対意図は「敵対行為を行う急迫する意図」と定義される⁽⁷²⁾。個人自衛では、「彼ら自身 [その者] 又は防衛することが彼ら [その者] の義務である人を防衛するために」武力を行使する構成員の権限が定められる⁽⁷³⁾。

(ii) 部隊組織自衛及び個人自衛

(a) 防衛の対象

(aa) 部隊組織自衛

部隊組織自衛において、全てのレベルの指揮官は、「彼らのコマンド及び彼らが責任を負う NZDF [ニュージーランド国防軍] の構成員を防護すること」を求められる⁽⁷⁴⁾。

(64) New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, *ibid.*, chapter 2, paras.4-18. (pp.2-2 - 2-6.)

(65) New Zealand Defence Force, *New Zealand Defence Doctrine*, NZDDP-D, *op.cit.*(7), p.82.

(66) New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, *op.cit.*(7), chapter 2, paras.4-13. (pp.2-2, 2-3.)

(67) New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, *ibid.*, chapter 2, para.4. (p.2-2.)

(68) New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, *ibid.*, chapter 2, paras.7, 11. (pp.2-2, 2-3.)

(69) New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, *ibid.*, chapter 2, para.12. (p.2-3.)

(70) New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, *ibid.*, chapter 2, paras.14, 16. (pp.2-4, 2-5.)

(71) New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, *ibid.*, chapter 2, para.14. (p.2-4.)

(72) New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, *ibid.*, p.G-2.

(73) New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, *ibid.*, chapter 2, para.16. (p.2-5.)

(74) New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, *ibid.*, chapter 2, para.14. (p.2-4.)

(bb) 個人自衛

個人自衛における防衛の対象は、3(2)(i)のとおり「彼ら自身〔その者〕」及び「防衛することが彼ら〔その者〕の義務である人」である。前者に個人自衛を行う構成員以外のニュージーランド軍の構成員が含まれるか、後者について「義務である人」として指定できる範囲に要件、制限等があるかは、ROE (NZDDP-06.1) からは明らかではない。

(b) 自衛の行為に対する制限

ニュージーランド防衛ドクトリン (NZDDP-D) では、ROE はニュージーランド軍の行動を限定し得るが、その「行動が相当かつ必要である (reasonable and necessary)」場合に自衛において行動する法的権利を限定しない」とされる⁽⁷⁵⁾。個人自衛の「武力の行使は、合法的命令による制約に従い得る」とされる⁽⁷⁶⁾。

(c) 適用される要件

(aa) 部隊組織自衛

武力紛争ではない作戦における部隊組織自衛においては、敵対行為又は敵対意図の表示に対して「必要である限りで、必要な最小限の武力」(the minimum force necessary, for so long as is necessary) のみを行使することとされ（必要性及び「必要な最小限の武力」）、行使される武力は「その烈度及び期間について目標を達成するために相当に必要なもの」に限定されなければならない⁽⁷⁷⁾。

(bb) 個人自衛

個人自衛においては、その行為者が「それら〔武力を行使すること〕はある〔相当である〕と信じる状況で、行使することが相当である武力 (such force as it is reasonable to use)」（相当性）が行使される⁽⁷⁸⁾。

(d) 国内法の適用の有無

ROE (NZDDP-06.1)において、「「自衛」という用語は、彼自身〔その者〕若しくは彼女自身〔その者〕又は他の人を防衛する個人による武力の行使に関して有効な正当化事由を説明するためニュージーランド刑法 [ROE (NZDDP-06.1) の当該箇所の脚注において 1961 年刑法第 48 条が参照されている。]においても用いられる」と記され⁽⁷⁹⁾、さらに、個人自衛の「武力の行使」の要件に関する箇所（前述 II 3(2)(ii)(c)(bb) 参照）において 1961 年刑法⁽⁸⁰⁾第 48 条の規定⁽⁸¹⁾に倣ったと考えられる記述があることから、同条は少なくとも個人自衛には適用されると推定される。

(75) New Zealand Defence Force, *New Zealand Defence Doctrine*, NZDDP-D, *op.cit.*(7), para.3.75. (p.40.)

(76) New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, *op.cit.*(17), chapter 2, para.16. (p.2-5.)

(77) New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, *ibid.*, chapter 2, para.24. (p.2-7.)

(78) New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, *ibid.*, chapter 2, para.16. (p.2-5.)

(79) New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, *ibid.*, chapter 2, para.5. (p.2-2.)

(80) Crimes Act 1961 (1961 No 43).

(81) 「全ての人は、彼又は彼女がそれら〔武力を行使すること〕はある〔相当である〕と信じる状況で、行使することが相当である武力を、彼自身若しくは彼女自身又は他者の防衛において、行使することについて正当化される。」(1961 年刑法第 48 条(1))

なお、ROE (NZDDP-06.1)において、「国際法における国家的自衛の固有の権利は、自動的に、軍事部隊構成要素〔組織〕に又は個人に拡大されるとは考えない」と記されている⁽⁸²⁾。

4 小括

この節では、軍隊の構成員及びユニットの自衛について、国家が有する自衛権等との区別、自衛の主体及びその防衛の対象、適用される指針・原則・要件並びに国内法の適用の有無の観点でまとめた。

(1) 国家が有する自衛権等と区別される軍隊の構成員及びユニットの自衛

米軍、英軍及びニュージーランド軍のROE文書において、自軍の構成員又はユニットは、自衛の権利（ニュージーランド軍においては、ROEによって定められる権限）を有するとされる。米軍及びニュージーランド軍においてはそれぞれの自衛の権利（権限）は個別的自衛権及び集団的自衛権と区別され、英軍においてはその構成員が有する自衛の権利による「武力の行使」は国家による「武力の行使」と区別される。

(2) 自衛の主体及びその防衛の対象

軍隊の構成員及びユニットの自衛は、それを行う主体という観点で、構成員による個人自衛（米軍、英軍及びニュージーランド軍）及び「他者の防衛」（英軍）と、ユニットによるユニット・セルフディフェンス（米軍）及び部隊組織による部隊組織自衛（ニュージーランド軍）に分けることができる。

ユニット・セルフディフェンス（米軍）の防衛の対象はユニットであり、部隊組織自衛（ニュージーランド軍）の防衛の対象は部隊組織である。個人自衛（米軍、英軍及びニュージーランド軍）の防衛の対象は、行為者自身である。「他者の防衛」（英軍）の防衛の対象には、自軍のその他の構成員及び他国の軍隊の構成員が含まれる。

(3) 適用される指針・原則・要件

各国軍のROE文書において、必要性（米軍、英軍及びニュージーランド軍（武力紛争ではない作戦における部隊組織自衛））、均衡性（米軍及び英軍）、相当性（英軍及びニュージーランド軍（個人自衛））、「必要な最小限の武力」（ニュージーランド軍（武力紛争ではない作戦における部隊組織自衛））又は「段階的拡大の防止」（米軍）といった軍隊の構成員及びユニットの自衛に関する指針・原則・要件が記されている。

(4) 軍隊の構成員及びユニットの自衛への国内法の適用の有無

軍隊の構成員及びユニットの自衛について、米軍のSROE・SRUF (CJCSI 3121.01B) 同封書Aには、国内法の適用の有無に関する記述はない。

ROE 英国マニュアル (JSP 398) によれば、個人自衛及び「他者の防衛」には、1967年刑法⁽⁸³⁾第3条、2008年刑事司法及び移民法⁽⁸⁴⁾第76条並びに個人自衛及び「他者の防衛」に関するコ

(82) New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, *op.cit.*(17), chapter 2, para.17. (p.2-5.)

(83) Criminal Law Act 1967, c.58.

(84) Criminal Justice and Immigration Act 2008, c.4.

モン・ロー⁽⁸⁵⁾が適用される。

ニュージーランド軍の ROE (NZDDP-06.1) の個人自衛及び 1961 年刑法の自衛に関する規定である第 48 条の記述から、同条は少なくとも個人自衛には適用されると推定される。

ところで、「兵士の個人の又はユニットの自衛〔個人自衛又はユニット・セルフディフェンス〕の権利」について、米国は「主権的自衛 (sovereign self-defense) の一部である」(①)、英国は「[当該権利が存在する] 結果として生じる国内刑法の規定に根拠づけられる」(②) という見解を探っているとする分析があり⁽⁸⁶⁾、英軍の ROE 文書における軍隊の構成員及びユニットの自衛に関する記述は、英國に関するこのような分析を裏づけるものとなり得る。ニュージーランドについては、「国際法における国家的自衛の固有の権利は、自動的に、軍事部隊構成要素〔組織〕に又は個人に拡大されるとは考えない」(ROE (NZDDP-06.1)) とあるので、少なくとも「主権的自衛の一部である」(①) という見解は探っていないと推定される。

おわりに

米軍、英軍及びニュージーランド軍の ROE 文書における軍隊の構成員及びユニットの自衛の権利は本稿で示したとおりであるが、ROE 文書の閲覧できる範囲が限定されていること、最新のものではない可能性があること等により、その全貌が明らかになったとは言い難い状況である。ROE 文書の性質上困難かもしれないが、各国の軍隊の構成員及びユニットの自衛の権利の共通点、相違点等が一層解明されることが望まれる。

また、本稿で紹介したものを含めて各国の軍隊の構成員及びユニットの自衛の権利が国際法上どのように位置付けられるか、我が国でしばしば言及される「平時の自衛権」、「部隊としての自衛権」といった軍隊の行動に關係する概念との關係でどのように整理できるかといった点についても更に研究が進むことが求められる。

(まつやま けんじ)

(85) Simon Cadde et al., eds., *Halsbury's Laws of England*, vol.25, fifth edition, London: LexisNexis, 2020, paras.31-41. (pp.26-33.)

(86) Gaston, *op.cit.*(9), pp.295-300. なお、当該文献においては、ドイツ及びフランスも②の見解を探っているとの分析が示されている。

別表1 SROE・SRUF (CJCSI 3121.01B) 同封書Aにおける米軍の構成員及びユニットの自衛の権利

「合衆国軍のための標準ルールズ・オブ・エンゲージメント／武力の行使のための標準規則 (CJCSI 3121.01B)」(2005年6月13日) 同封書A「合衆国軍のための標準ルールズ・オブ・エンゲージメント」(抜粋)
1-2. (略)

3. 定義及び権限

a. 自衛の固有の権利 ユニットの指揮官は、敵対行為^(注1)又は表示される敵対意図^(注2)に対してユニット・セルフディフェンスを行う固有の権利及び義務を常に保持する。下記に詳細にあるようにユニットの指揮官によって別途管理されない限り、軍事構成員は敵対行為又は表示される敵対意図に対して個人自衛を行い得る。個人がユニットの一部として割り当てられ、かつ、行動している場合、個人自衛はユニット・セルフディフェンスの部分集合とみなされるべきである。そのようにして、ユニットの指揮官は、彼ら〔自ら〕のユニットの構成員による個人自衛を制限し得る。ユニット及び個人の両方の自衛〔ユニット・セルフディフェンス及び個人自衛〕は、近傍の他のU.S.〔合衆国〕の部隊の防衛を含む。

b. 国家的自衛 敵対行為又は敵対意図の表示からの合衆国、U.S.〔合衆国〕の部隊並びに特定の状況におけるU.S.〔合衆国〕の人及び彼らの財産並びに／又はU.S.〔合衆国〕の商業資産の防衛。ユニットの指揮官は、同封書A付属書A第3パラグラフ^(注3)で承認されているところに従って国家的自衛を行い得る。

c. 集団的自衛 敵対行為又は表示された敵対意図からの指定された非U.S.〔合衆国ではない国家〕の部隊並びに／又は指定された外国人及び彼らの財産の防衛。大統領又は国防長官だけが、集団的自衛を承認し得る。

d-g. (略)

4. 手順

a. 自衛の原則 全ての必要で利用可能な手段及び全ての適切な行動が、自衛において行使され得る。次の指針が、適用される：

(1) 段階的拡大の防止 時間及び状況が許容する場合、敵対行為を行い、又は敵対意図を表示している部隊は警告され、かつ、撤退し、又は脅威をもたらす行動を中止する機会が与えられるべきである。

(2) 必要性 敵対行為が生じ、又は部隊が敵対意図を表示するときに存在する。当該状況が存在するとき、部隊が敵対行為を行い、又は敵対意図を示し続ける間、自衛における武力の行使は承認される。

(3) 均衡性 自衛における武力の行使は、敵対行為又は敵対意図の表示に決定的に対応するために十分であるべきである。当該武力の行使は、敵対行為又は敵対意図の手段及び烈度を超えるが、行使される武力の性質、期間及び範囲は必要とされることを超えるべきではない。自衛における均衡性の概念は、攻勢作戦における付隨的損傷を最小化するための試みと混同されるべきではない。

b-f. (略)

*この別表は、「合衆国軍のための標準ルールズ・オブ・エンゲージメント／武力の行使のための標準規則 (CJCSI 3121.01B)」(2005年6月13日) 同封書A「合衆国軍のための標準ルールズ・オブ・エンゲージメント」(以下「同封書A」という。)から、米軍の構成員及びユニットの自衛の権利に関する主要な箇所を抜粋して日本語訳したものである。下線は、原文にあるとおりである。〔 〕内は、筆者による補記である。

(注1) 敵対行為は、「合衆国、U.S.〔合衆国〕の部隊又はその他の指定された人若しくは財産への攻撃又はその他の武力の行使」と説明される(同封書A, para.3e.)。

(注2) 敵対意図は、「合衆国、U.S.〔合衆国〕の部隊又はその他の指定された人若しくは財産への武力の急迫する行使の脅威」と説明される(同封書A, para.3f.)。

(注3) 公開されていない箇所である。

(出典) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, Enclosure A: Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, Adam S. Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, Charlottesville: The Judge Advocate General's Legal Center and School, 2024, pp.121-124. Library of Congress, Military Legal Resources website <https://tile.loc.gov/storage-services/service/ll/llmfp/2024_Operational_Law_Handbook/2024_Operational_Law_Handbook.pdf>を基に筆者作成。

別表2 ROE 英国マニュアル (JSP 398) 第2部付属書Aにおける英軍の構成員及びユニットの自衛の権利

「国家ルールズ・オブ・エンゲージメントの連合王国マニュアル (JSP 398)」第2部 (2019年7月) 付属書A「武力の行使に関する法的原則の概要」(抜粋)

1-3. (略)

武力への国家の訴え

4. UN [国際連合] の目的は、国際の平和及び安全の維持を含む。このために、UN [国際連合] 憲章の第2条(4)は、「いかなる国の領土保全又は政治的独立に対する武力による威嚇又は武力の行使」を禁じる。「武力の行使」は、紛争内の又は守勢若しくは攻勢作戦における武力の行使とともに武装化した部隊の外国への展開又は他の国家の領域への軍事要員若しくは装備の移入を含むと理解される。第2条(4)に定められる武力の行使の禁止への[次の]特定の例外がある。

- a. UN [国際連合] 憲章の第7章の下の武力の行使を承認する UN [国際連合] 安全保障理事会決議 (UNSCR)
- b. UN [国際連合] 憲章の第51条に反映されている個別的又は集団的自衛において武力を行使する国家の固有の権利
- c. 受入国の同意 (HNC)
- d. 人道的介入

5-8. (略)

9. UK [連合王国] が武力の行使に訴えるための法的根拠のいずれが満たされているか、したがって、UK [連合王国] によるいかなる武力の行使も合法であることを確認するのは、HMG [女王陛下の政府] の責任である。一旦審議がなされれば [政府によって確認されれば]、軍隊はその後の敵対行為が合法的に遂行されることを確保する責任を (集合的に、かつ、個人として) 有する。

武力紛争及び作戦における武力の行使

10. LOAC [武力紛争法] (前略) しかしながら、伝統的な平和維持の役割といった武力紛争ではない状況において、LOAC は一般に適用されず、並びに自衛の法及び ROE の関連する規定 (ある場合) が武力の行使に適用される。
(後略)

個人自衛、他者の防衛及び部隊防護

11. イングランド及びウェールズの法は、自衛において又は他者の防衛において武力を行使する個人の権利に適用される。この権利は、彼らが展開され得る世界のいかなる場所においても、HM [女王陛下の] 軍の構成員に適用され、かつ、個人によって又は個人の群 (ユニット又はその他の編成) によって集合的に行使され得る。イングランド及びウェールズの法 (1967年刑法第3条並びに2008年刑事司法及び移民法第76条) は、UK [連合王国] 軍の構成員を含む、全ての人が犯罪を妨げるために「相当である武力」を行使する権利を有することを認める。加えて、自衛において又は他者の防衛において相当かつ必要な武力を行使するコモン・ローにおける権利がある。個人が人の生命に急迫する脅威がある (そして、脅威を妨げるために他に手段がない []) と偽りなく信じるとき、彼又は彼女は脅威を妨げるために致死性のある武力を行使し得る。UK [連合王国] 軍の要員はイングランド及びウェールズの自衛の法 (スコットランドで活動するときはスコットランドの自衛の法) によって彼ら [その生命に急迫する脅威がある人] に与えられる保護を行う権利を有し、個人自衛において又は他の UK [連合王国] の要員の防衛において [防衛の対象が] 文民又は軍人のいずれであろうと、相当かつ必要な武力を行使する彼ら [連合王国軍の要員] の固有の権利は ROE によって制約されることはない。

12. イングランド及びウェールズの法は、他者の防衛における武力の行使の正当化事由も定める。しかしながら、UK [連合王国] の要員は、HMG [女王陛下の政府] が、政策において、作戦^(注1)における UK [連合王国] の要員ではない人の防衛における当該武力の行使を限定することを希望することがあることを認識していなければならない。他者の防衛における武力の行使に関する政策上の制限は、作戦特定 ROE 設定情報において示される^(注2)。指揮官は、個人自衛 (ROE によって制約されることがない固有の権利) と他者の防衛 (政策において制約され得る。) の間に設けられる区別を認識しなければならない。

自衛に依拠する軍事行動に適用される重要な原則は、必要性及び相当性に関するもの〔原則〕である。したがって、武力は、防護するために、かつ、脅威のレベルに釣り合うために必要であることだけに限定されなければならない、それ以外の方法で行動することは過度の武力の使用とみなされ得る。行使されるいかなる武力も、脅威を除去するために必要な程度、烈度及び期間に限定されなければならない。これを超え、かつ、上回るいかなる武力も不法となる。これらの原則と合致して、自衛のコモン・ロー上の防御又は1967年刑法第3条によって定められる防御に依拠しようとも、財産の防衛が生命の防衛と関連する特に例外的な状況でない限り、財産の防衛において致死性のある武力を行使することは許容されない。

13. UK〔連合王国〕の外〔領域外〕で活動するUK〔連合王国〕軍は、現行のROE設定情報又は武装指令に従つてのみ武器を所持することが許可される。ROEは個人自衛において又は他のUK〔連合王国〕の要員の防衛において相当かつ必要な武力を行使する固有の権利を制約できず、これ〔当該権利の制約〕に関する規則〔ROE〕が発せられることはない。しかしながら、明瞭であることのために〔曖昧な点がないように〕、全ての〔ROE〕設定情報は、次の文を含む。

このROEにおけるいかなるもの〔規定〕も、国家の法〔連合王国の国内法〕の下に定められる、個人自衛又はUK〔連合王国〕の要員の防衛の固有の権利を限定するものとして解釈されてはならない。

14. 警告弾の発射（又は警告目的の武器の投下）特定の状況において、警告としての又は遵守を強いるための構成要素〔組織〕の近傍における警告弾の発射（又は警告目的の武器の投下）は、許容され得る^(注3)。このような場合、あらゆる試みが、適切な状況で、発射前に他の手段によって明確な警告を伝えるためになされなければならない、かつ、構成要素〔組織〕には、警告弾が発射され、又は武器が警告目的で投下される前に、指示を遵守するためのあらゆる適切な機会が与えられなければならない。警告弾（投下される武器を含む。）は、指定された（DESIG^(注4)）構成要素〔組織〕又はその他のものの傷害の危険がなく、かつ、不注意による損傷が生じないよう、照準されるべきである。（後略）

15-30.（略）

*この別表は、「国家ルールズ・オブ・エンゲージメントの連合王国マニュアル（JSP 398）」（以下「ROE 英国マニュアル（JSP 398）」という。）第2部（2019年7月）付属書A「武力の行使に関する法的原則の概要」から、英軍の構成員及びユニットの自衛の権利に関する主要な箇所を抜粋して日本語訳したものである。原文において太字で表記されている箇所に下線を引いた。〔 〕内は、筆者による補記である。当該文書は2年ごとに見直されることが想定されているので（ROE 英国マニュアル（JSP 398）第1部, p.ii.）、改訂されている可能性がある。

（注1）作戦について、非戦闘員救出作戦及び平和維持が例示されている（ROE 英国マニュアル（JSP 398）第2部付属書A, para.12, note 4.）。

（注2-3）この文は、被覆箇所を含む。

（注4）ROEで設定されることを示す略語であると推定される。

（出典）Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 1: Directive, July 2019, p.ii. WhatDoTheyKnow website <https://www.whatdotheyknow.com/request/jsp_398_dated_list_of_editions_a/response/2137111/attach/4/20220922%20JSP%20398%20Part%201%20release%20version.pdf?cookie_passthrough=1>; *idem*, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, July 2019, Annex A to JSP 398 2019 Edition: Overview of the Legal Principles Relating to the Use of Force. *ibid*. <https://www.whatdotheyknow.com/request/jsp_398_dated_list_of_editions_a/response/2137111/attach/5/20220830%20JSP398%20Part%202%20release%20version.pdf?cookie_passthrough=1>を基に筆者作成。

別表3 ROE (NZDDP-06.1) におけるニュージーランド軍の構成員及びユニットの自衛の権限

「ルールズ・オブ・エンゲージメント (NZDDP-06.1)」(2010年) (抜粋)

第1章 政策及び責任 (略)

第2章 武力の行使

国際連合によって承認される武力の行使 (略)

自衛

緒言

4. ニュージーランドは、全ての他の国家と同様に、UN [国際連合] 憲章の第51条^(原注)で認められる自衛の固有の権利を有する。当該権利は、ニュージーランドに、武力攻撃又は武力攻撃の急迫する脅威から、それ自体 [自国] を防衛し、及び他の国家とともに集団的自衛に参加する権利を与える。(後略)

(原注) (前略) 国家的自衛の権利は、慣習国際法の下に長い間にわたって認められてきたもので、固有である。

5. 「自衛」という用語は、彼自身 [その者] 若しくは彼女自身 [その者] 又は他の人を防衛する個人による武力の行使に関して有効な正当化事由を説明するためにニュージーランド刑法 (原注) においても用いられる。

(原注) 1961年刑法第48条。法的な正当化事由は、人が刑事犯罪において無罪であり、かつ、民事訴訟手続において責任を負わないことをいう (1961年刑法第2条)。

国家的自衛

6. 国家の自衛は、戦略的概念である。それは、その [ニュージーランドの] 主権 [が及ぶ] 領域、政治的独立、人又は財産を武力攻撃から防護するために武力 (armed force) を行使するニュージーランドの権利である。(後略)

7. 国家の自衛のために武力を行使する決定は、ニュージーランド政府によってのみ行われることができる。(後略)

先制的自衛

8-9. (略)

集団的自衛

10. (略)

11. 他の国家の防衛は、ニュージーランド政府によって承認された場合のみ、NZDF [ニュージーランド国防軍] によってなされ得る。

12. ニュージーランドを参加させる [が参加する] 集団的自衛の作戦は、ほとんどの場合、連合又は共同部隊の一部として外国の部隊と協力する NZDF [ニュージーランド国防軍] の部隊構成要素 [組織] に帰結する。他の NZDF [ニュージーランド国防軍] ではない軍事部隊を防護するための NZDF [ニュージーランド国防軍] の部隊構成要素 [組織] による武力の行使は、ニュージーランド政府によって認められ、かつ、作戦のための ROE において布告された場合にのみ承認される。

13. (略)

部隊構成要素 [組織] 自衛

14. 敵対行為^(注1)又は敵対意図^(注2)の表示からそれ自体を防衛するために武力を行使するニュージーランドの部隊構成要素 [組織] の権限 (部隊構成要素 [組織] 自衛) は、NZDF [ニュージーランド国防軍] の ROE において定められる。当該 ROE 及びその他の命令の範囲において、全てのレベルの指揮官は、彼らのコマンド及び彼らが責任を負う NZDF [ニュージーランド国防軍] の構成員を防護することを求められる。敵対行為にさらされ、又は敵対意図の表示に対するとき、指揮官は ROE によって承認される武力を行使し得る。

15. (略)

個人自衛

16. 個人自衛において武力を行使する軍の構成員の権限は、NZDF [ニュージーランド国防軍] の ROE 又は NZDF [ニュージーランド国防軍] 標準自衛 ROE (SSDROE) において定められる。当該 ROE 及びその他の命令に従って、軍の構成員は、彼ら自身 [その者] 又は防衛することが彼ら [その者] の義務である人を防衛するために、彼ら [その者] がそれら [武力を行使すること] はある [相当である] と信じる状況で、行使することが相当である武力を行使し得る。しかしながら、当該武力の行使は、合法的命令による制約に従い得る。軍の構成員は、例えば、自衛又は他者の防衛において致死性のある武力の行使が法で正当化される状況においてすら、戦術的な又は安全上の理由で発砲を控え、又は発砲を中止するよう命令され得る。

17. (前略) NZDF [ニュージーランド国防軍] は、国際法における国家的自衛の固有の権利は、自動的に、軍事部隊構成要素 [組織] に又は個人に拡大されるとは考えない。

18. (略)

指定された人及び財産

19-21. (略)

任務完遂のための武力

22-23. (略)

武力の行使の限定—武力紛争ではない作戦

24. 武力紛争ではない作戦で承認された武力を行使するとき、軍の構成員及び NZDF [ニュージーランド国防軍] の構成要素 [組織] は、敵対行為若しくは敵対意図の表示に対応するため、指定された人若しくは指定された財産を防護するため、又は承認された場合は任務を全うするために、必要である限りで、必要な最小限の武力のみを行使しなければならない。これは、行使される武力はその烈度及び期間について目標を達成するために相当に必要なものに限定されなければならないことを意味する。状況が許容する場合、武力の行使は [当該状況に応じた段階に] 移行しなければならない。生命に対する又は重大な身体の傷害の脅威が急迫し、かつ、脅威を除去するために致死性のある武力の即時の行使のほかに相当な選択肢がないと軍の指揮官又はその他の構成員が信じる場合、これは自衛における致死性のある武力の即時の行使を妨げない。巻き添えによる人の傷害又は財産の付随的損傷がある可能性は、自衛において行動するときに必要な最小限の武力 (致死性のある武力を含む。) の行使を排除しないが、当該巻き添えによる傷害又は付随的損傷は、予期される具体的かつ直接的な軍事的利益と均衡のとれていなないとなっては [均衡のとれていなないものであっては] ならない。個人又は部隊構成要素 [組織] の自衛における全ての行為は、攻撃者又は潜在的な攻撃者が脅威であることを終えたら [脅威でなくなったら] すぐに終えなければならない。

25. (略)

武力紛争における作戦 (略)

第3章 ニュージーランド国防軍のルールズ・オブ・エンゲージメントの体系 (略)

*この別表は、「ルールズ・オブ・エンゲージメント (NZDDP-06.1)」(2010年) (以下「ROE (NZDDP-06.1)」といふ。) から、ニュージーランド軍の構成員及びユニットの自衛の権限に関する主要な箇所を抜粋して日本語訳したものである。第2章のうち、見出しに便宜的に下線を引いた(抜粋の対象外とした「武力紛争における作戦」の下位の見出しを除く。)。〔 〕内は、筆者による補記である。当該文書には版に関する記載はなく、第2版が存在することが推察されることから (New Zealand Defence Force, *New Zealand Defence Doctrine*, NZDDP-D, fourth edition, November 2017, p.iv. <<https://www.nzdf.mil.nz/assets/Uploads/DocumentLibrary/NZDDP-D-4th-ed.pdf>>)、現行のものではない可能性がある。

(注1) 敵対行為は、「死亡、重大な傷害又は重大な財産の損傷に帰結しそうな場合における、ニュージーランド軍の1名若しくはそれより多い構成員、同盟軍、[又は] 指定された人若しくは財産への人、群又は部隊による武力の行使」と定義される (ROE (NZDDP-06.1) p.G-2.)。

(注2) 敵対意図は、「敵対行為を行う急迫する意図」と定義される (ROE (NZDDP-06.1) p.G-2.)。

(出典) New Zealand Defence Force, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, February 2010. Inquiry into Operation Burnham website <https://operationburnham.inquiry.govt.nz/_data/assets/pdf_file/0017/18701/3.-nzddp-06.1-pdf-2010-doctrine-redacted.pdf> を基に筆者作成。

別表4 米軍、英軍及びニュージーランド軍のROE文書における軍隊の構成員及びユニットの自衛の権利（権限）

	米軍	英軍	ニュージーランド軍			
ROE文書における権利（権限）に係る位置付け	自衛の固有の権利	「イングランド及びウェールズの法（1967年刑法第3条並びに2008年刑事司法及び移民法第76条）」の下の権利、個人自衛及び「他者の防衛」に関するコモン・ローにおける権利	ROEによって定められる権限 ^(注8)			
権利（権限）を有する主体	ユニット ^(注1) の指揮官	構成員 ^(注2)	構成員 ^(注5)	部隊組織 ^(注9)	構成員	
ROE文書における自衛の種類	ユニット・セルフディフェンス	個人自衛 ^(注3)	個人自衛 ^(注6)	他者の防衛	部隊組織自衛	個人自衛
防衛する対象	ユニット、構成員、近傍の他の米軍部隊	構成員（行為者）、近傍の他の米軍部隊	構成員（行為者）	構成員、「作戦におけるUK〔連合王国〕の要員ではない人」 ^(注7)	部隊組織 ^(注10)	構成員（行為者） ^(注11) 、「防衛することが義務である人」 ^(注12)
適用される国内法	^(注4)	1967年刑法第3条、2008年刑事司法及び移民法第76条、個人自衛及び「他者の防衛」に関するコモン・ロー			(1961年刑法第48条) ^(注13)	

*この別表は、ROEを発すること、ROEの原則等を定めた軍隊の文書（以下「ROE文書」という。）である米軍の「合衆国の部隊のための標準ルールズ・オブ・エンゲージメント／武力の行使のための標準規則（CJCSI 3121.01B）」（2005年6月13日）同封書A「合衆国の部隊のための標準ルールズ・オブ・エンゲージメント」（以下「SROE・SRUF（CJCSI 3121.01B）同封書A」という。）、英軍の「国家ルールズ・オブ・エンゲージメントの連合王国マニュアル（JSP 398）」（2019年7月）第2部「指導」付属書A「武力の行使に関する法的原則の概要」（以下「ROE 英国マニュアル（JSP 398）第2部付属書A」という。）及びニュージーランド軍の「ルールズ・オブ・エンゲージメント（NZDDP-06.1）」（2010年）（以下「ROE（NZDDP-06.1）」といふ。）に基づき、各々の軍隊の構成員及びユニットの自衛の権利（ニュージーランド軍においては権限。以下同じ。）をまとめたものである（ROE 英国マニュアル（JSP 398）第2部付属書Aは改訂されている可能性があり、ROE（NZDDP-06.1）は現行のものではない可能性がある。）。自衛の権利及びその種類（概念）は全て各々のものなので、同じ名称でも異なることがある。権利は、ROE等によって制限を受けることがある。軍隊の構成員及びユニットの自衛以外の「武力の行使」（use of force. 注14）の事由も上記のROE文書には記載されているが、この別表では取り扱わない。軍隊の構成員及びユニットの自衛による防衛の対象ではないものでも、他の事由によって防衛の対象とされることがある。

（注1）ユニット（unit）は、米軍、英軍及びニュージーランド軍において、「[その]構造が権限を有する当局によって定められる軍事構成要素〔組織〕（military element）」と定義される。

（注2）ユニットの指揮官によって別途管理される場合を除く（SROE・SRUF（CJCSI 3121.01B）同封書A, para.3a.）。

（注3）「個人がユニットの一部として割り当てられ、かつ、行動している場合、個人自衛はユニット・セルフディフェンスの部分集合とみなされるべきである」とされる（同上）。

（注4）SROE・SRUF（CJCSI 3121.01B）同封書Aには、ユニット・セルフディフェンス及び個人自衛への国内法の適用の有無に関する記述はない。

（注5）「個人によって又は個人の群（ユニット又はその他の編成）によって集合的に行使され得る」ものである（ROE 英国マニュアル（JSP 398）第2部付属書A, para.11. (p.A-4.)）。

（注6）自衛ともいう（同上, para.11. (p.A-4.)）。

（注7）「作戦におけるUK〔連合王国〕の要員ではない人」には、他国の軍隊の構成員も含まれる（同上, paras.6, 12. (pp.A-2, A-4, A-5.)）。「作戦におけるUK〔連合王国〕の要員ではない人」を対象とする「他者の防衛」は、政策上の理由から英國政府によって限定されることがある（同上, para.12. (pp.A-4, A-5.)）。

（注8）部隊組織自衛の権限はROE、個人自衛の権限はROE又は標準自衛ROEによって定められる（ROE（NZDDP-06.1）chapter 2, paras.14, 16. (pp.2-4, 2-5.)）。

（注9）部隊組織は「NZDF〔ニュージーランド国防軍〕の活動の実施に直接的に貢献し、かつ、作戦部隊の一部を形成し得るユニット」と説明される（NZDDP-D, p.82.）。

（注10）全てのレベルの指揮官は、「彼らのコマンド及び彼らが責任を負う NZDF〔ニュージーランド国防軍〕の構成員を防護すること」を求められる（ROE（NZDDP-06.1）chapter 2, para.14. (p.2-4.)）。

（注11）行為者である構成員以外のニュージーランド軍の構成員が防衛の対象に含まれるかは、ROE（NZDDP-06.1）からは明らかではない。

(注 12) 「防衛することが義務である人」として指定できる範囲に要件、制限等があるかは、ROE (NZDDP-06.1) からは明らかではない。

(注 13) 1961 年刑法の自衛に関する規定である第 48 条は、少なくとも個人自衛に適用されると推定される。

(注 14) 国家による「武力の行使」と区別される概念（用語）であるものの、出典に掲げた文書において表記は同じであり、定着した訳語はないことから上記の訳語とした。

(出典) Chairman of the Joint Chiefs of Staff, "Standing Rules of Engagement/Standing Rules for the Use of Force for U.S. Forces, CJCSI 3121.01B, 13 June 2005, Enclosure A: Standing Rules of Engagement for U.S. Forces, para.3a," Adam S. Reitz, ed., *Operational Law Handbook*, Charlottesville: The Judge Advocate General's Legal Center and School, 2024, p.122. Library of Congress, Military Legal Resources website <https://tile.loc.gov/storage-services/service/ll/llmfp/2024_Operational_Law_Handbook/2024_Operational_Law_Handbook.pdf>; Ministry of Defence, *United Kingdom Manual of National Rules of Engagement*, JSP 398, Part 2: Guidance, July 2019, Annex A to JSP 398 2019 Edition: Overview of the Legal Principles Relating to the Use of Force, paras.11-13. (pp.A-3, A-4.); Annex E to JSP 398 2019 Edition: Definitions, p.E-5. WhatDoTheyKnow website <https://www.whatdotheyknow.com/request/jsp_398_dated_list_of_editions_a/response/2137111/attach/5/20220830%20JSP398%20Part%202%20release%20version.pdf?cookie_passthrough=1>; New Zealand Defence Force, *New Zealand Defence Doctrine*, NZDDP-D, fourth edition, November 2017, pp.82, 86. <<https://www.nzdf.mil.nz/assets/Uploads/DocumentLibrary/NZDDP-D-4th-ed.pdf>>; *idem*, *Rules of Engagement*, NZDDP-06.1, February 2010, chapter 2, paras.5, 14-18. (pp.2-2, 2-4 - 2-6.) Inquiry into Operation Burnham website <https://operationburnham.inquiry.govt.nz/_data/assets/pdf_file/0017/18701/3.-nzddp-06.1-pdf-2010-doctrine-redacted.pdf>; Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, *DOD Dictionary of Military and Associated Terms*, Washington DC: The Joint Staff, 2021, p.224 を基に筆者作成。